

平成29年12月4日

教官 各位

司法研修所事務局長 染谷武宣

災害時における司法修習生の被災状況の確認方法について

(事務連絡)

標記の被災状況の確認方法は別紙のとおりですから、司法修習においてクラスを担当する民事裁判、刑事裁判及び検察教官は、司法修習開始後速やかに、司法修習生に対しメールアドレスを知らせ、標記の確認ができるようにしてください。

なお、災害時に司法修習生から民事弁護教官又は刑事弁護教官に安否の連絡があった場合には、連絡を受けた弁護教官は、別紙の記4によってください。

(別紙)

## 災害時における司法修習生の被災状況の確認方法について

導入修習中及び集合修習中の夜間・休日並びに実務修習中における標記の被災状況の確認方法は、下記のとおりとする。

### 記

#### (大規模地震の場合)

1 司法修習生は、大規模地震（※）が発生した場合には、次の①から⑤のとおり、自分の被災状況についての情報及び他の司法修習生の被災状況に関して知っている情報を、各クラスの民事裁判教官に連絡する。

なお、民事裁判教官に連絡が付かない場合には刑事裁判教官に、民事裁判教官、刑事裁判教官ともに連絡が付かない場合には検察教官に連絡する。

①～③は、落ち着いた時点でできるだけ速やかに連絡する。

①組・番号・氏名

②本人の安否（メール用符号 無事○ 負傷×）

③登庁の可否（メール用符号 可能○ 交通手段復旧後登庁可能△ 不可×）

④、⑤は、具体的に判明した段階で連絡する。

④自宅の状況、家族の安否

⑤他の司法修習生の被災状況

※ 大規模地震とは、司法修習を受けている場所の裁判所本庁が所在する市内（東京にあっては23区、立川支部にあっては立川市、集合修習中は和光市又は埼玉県南部）における震度が報道発表で6弱以上の地震をいう。

2 上記の連絡はメールで行う。

3 実務修習中に大規模地震が発生した場合には、司法修習生は上記1の連絡をするほか、実務修習地の裁判所が、災害時の連絡等について定めているときはそれに従う。

(その他の災害の場合)

4 司法修習生から被災状況に関する情報の連絡を受けた各教官は、事務局長にその情報を連絡する。

なお、事務局長に連絡が付かない場合には、事務局次長に上記の連絡をする。

(その他の災害の場合)

5 司法修習生は、その他の災害時において、自身が身体等に被害を受けた場合及び他の司法修習生が身体等に被害を受けたことを知った場合には、上記1から3に従ってその被害状況を連絡をする。

6 司法研修所は、その他の災害時において、必要と判断した場合には、適宜の方法により司法修習生の被災状況の確認を行う。